

納税地等	
保存義務者名	
代表者氏名	

税務署長
財務事務官

㊤

国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の承認の取消通知書

所得税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第11号）による改正前の電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律の規定に基づく下記1の国税関係帳簿に係る承認については、下記2の理由により（同法第9条において準用する）同法第8条第1項第 号に該当しますので、これを取り消しましたから通知します。

記

1 取消しの対象

取消対象の国税関係帳簿	承認の適用条項	承認年月日
	同法第 条第 項	平成・令和 年 月 日
	同法第 条第 項	平成・令和 年 月 日
	同法第 条第 項	平成・令和 年 月 日
	同法第 条第 項	平成・令和 年 月 日
	同法第 条第 項	平成・令和 年 月 日

2 取消しの理由

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。